

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

大町町 平成20年11月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間	平均年齢	平均給与月額	
自動車運転手	13	46.3	317,391	322,276	自家用自動車運転	53.5	320,400	1.01
調理員					調理士	42.7	219,300	1.47
用務員					用務員	53.9	225,900	1.43

※平均給料月額とは平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われている諸手当の合計額である。

※民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19年)

※技能労務職の職種と民間の比較にあたり、年齢、業務内容、効用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上
自動車運転手							1		
調理員			4	3		1		1	
用務員							2	1	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(一)適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

なし

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する

2 基本的な考え方

技能労務職員は、民間委託や嘱託化等の推進により、退職不補充としており、今後とも新規採用は行わない。

また、在職する同職員の給与については、地方公営企業法第38条第3項が適用されることから、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、財政状況その他の事情を考慮しながら適性化を図るものとする。

3 具体的な取り組み内容

退職者は不補充とする。